

香芝市告示第 7 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 2 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 7 月 2 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 8 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 6 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 7 月 6 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 8 1 号

国税徴収法第 5 4 条の規定に基づく差押調書の交付すべきところ、その通知を受けるべき者の住所地等が不明のため送付することができないので地方税法第 2 0 条の 2 及び香芝市税条例第 1 8 条の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市滞納対策課で保管し、通知を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成 2 1 年 7 月 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

通知受けるべき者 略

(注) 地方税法第 2 0 条の 2 の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 8 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 8 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 7 月 8 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 8 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 1 4 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 7 月 1 4 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 8 4 号

平成 2 0 年 2 月 1 日から平成 2 0 年 7 月 3 1 日の期間において、近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、近鉄関屋駅、J R 志都美駅、J R 香芝駅及び J R 五位堂駅周辺の自転車等放置禁止区域内より撤去した自転車及び原動機付自転車については、香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 1 0 条第 3 項による保管期限が経過しておりますので、次のとおり当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 2 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- | | |
|-----------------|---|
| 1 処分対象自転車等の保管場所 | 香芝市自転車等保管所 |
| 2 処分年月日 | 平成 2 1 年 8 月 1 0 日 |
| 3 連絡先 | 香芝市役所総務部地域安全課
(TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1)
香芝市自転車等保管所
(TEL 0 7 4 5 - 7 9 - 5 5 5 0) |

香芝市告示第 8 5 号

平成 2 0 年 2 月 1 日から平成 2 0 年 7 月 3 1 日の期間において、近鉄二上山駅周辺路上より撤去した自転車及び原動機付自転車については、道路法第 4 4 条の 2 第 8 項による保管期限が経過しておりますので、次のとおり当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 2 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 処分対象自転車等の保管場所 香芝市自転車等保管所

- 2 処分年月日 平成 2 1 年 8 月 1 0 日

- 3 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課
(TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1)
香芝市自転車等保管所
(TEL 0 7 4 5 - 7 9 - 5 5 5 0)

香芝市告示第 8 6 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 1 年 7 月 2 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

香芝市告示第 8 7 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 2 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 7 月 2 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 8 8 号

地方自治法第 2 3 1 条の規定により、平成 2 1 年度介護保険料納入通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成 2 1 年 7 月 2 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

送達を受けるべき者

略

香芝市告示第 8 9 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 2 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 7 月 2 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 9 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 1 年 7 月 3 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 1 年 7 月 3 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市農業委員会会議規則告示第8号

平成21年7月30日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第8回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年8月6日 午後1時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり

(2) その他

香芝市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更しようとするため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

平成21年7月7日

香芝市長 梅田善久

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

香芝市田尻の一部

香芝市穴虫の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

4 縦覧期間

平成21年7月8日から平成21年7月22日

5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名、及び連絡先を併記した文書1通を香芝市長宛とし、香芝市役所都市整備部都市計画課に平成21年7月22日までに必着するよう提出すること。

平成21年 7月21日

香芝市教育委員会公告7号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第7回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|-----|---|---|
| 1.日 | 時 | 平成21年 7月24日(金)
午後2時00分より |
| 2.場 | 所 | 香芝市役所 会議室棟第1会議室 |
| 3.案 | 件 | (1)平成22年度以降使用中学校教科用図書の採択について
(2)香芝市文化財保護審議会委員の委嘱について
(3)香芝市教育委員会後援等名義使用承認について
(4)その他 |